

老人福祉発達史の一断面 (Ⅱ)

— 別府養老院の成立と展開を中心に —

井村圭壮

The History of the Development of Welfare for the Elderly in Japan (Ⅱ) The Beppu Home for the Elderly

This paper looks at homes for the elderly in the Taisho and early Showa periods (the decades prior to World War II). It analyzes the development of these facilities nationwide by focusing on the establishment and development of the Beppu Home for the Elderly.

The modernization of geriatric care in Japan occurred within a wave of social welfare modernization that swept through Japan in the Taisho Period (1912–1926). The legislation and enforcement of new welfare laws during this period significantly altered geriatric care.

The Beppu Home for the Elderly can be taken as a model of nursing homes established in the Taisho Period and used to present an overview of the residents lives and the operators activities. This paper also clarifies how management of the Beppu home was affected, and what problems it confronted, following its designation as an officially certified facility under new welfare legislation.

キーワード： 恤救規則 Poor Relief Regulation

養老院 home for the elderly

救護法 Poor Relief Law

救護施設 relief institution

序

本研究は、「恤救規則」以来の公的救済立法である「救護法」の制定を契機として、養老事業の営みが社会事業の近代化の流れの中でいかに変遷していったかを、養老院の実践的側面の分析を踏えて論述するものである。¹⁾ 特に、大正、昭和初期の養老院の運営の実態を制度、政策に規制されながら対応する実践者の活動を通して考察する。²⁾

なお、養老院という施設史を研究するにあたっては、社会福祉の構造的営みである対象者、政策主体、実践者のからみあいを分析しなければならない。究極的には、社会福祉史とは政策主体の規制の中で対応する実践者（あるいは対象者も含んだ）の創造的な実践活動の歴史であると枠づけできよう。³⁾

一番ヶ瀬康子は、次のように指摘する。

「つまり、そこでの生活展開が、まさに直面していた壁や障害と当時の制度、政策との具体的な矛盾や摩擦が利用者側から把握され、それらが全体的な社会福祉政策、さらに政治、経済的諸状況や体制の問題とどうからまりあっているものであるかということへの求心的な探究が、必要なのではないだろうか。」⁴⁾

よって本稿では、政策主体と対象者そして実践者との関係の中から、対象者の生活問題あるいは実践者の活動に視点をあて、歴史的社会的現実としての行政的、制度的政策に対する実践的反応を構造的関係の中から考察する。

1. 社会事業の近代化と別府養老院の成立

日清戦争から日露戦争にかけての慈善事業は、社会性と科学性を獲得しはじめ、近代化の契機をつくってゆくことになったと言われている。⁵⁾ 大正期になると、独占資本主義の危機的現象により、救済事業の量的質的転換から、いわゆる「社会事業」の対象が生みだされ、大正後期には近代社会事業が成立するに至った。1917(大正6)年、内務省地方局に救護課が設けられ、1920(大正9)年には内務省に社会局が新設された。また、近代社会事業を補充するものとして、大正期には方面委員制度が成立した。1921(大正10)年には「中央慈善協会」が「中央社会事業協会」と改称され、社会事業の組織化、近代化が図られていった。

養老事業は、こうした社会事業の成立とその近代化の時流のもとで発展を示したのであった。1925(大正14)年5月、「第七回全国社会事業大会」において「第一回養老事業懇談会」が開かれ、そこでの決議から、1925(大正14)年10月、「第一回全国養老事業大会」が開催された。大会は主に「大阪養老院」を会場にして、10月24日から26日までの間続けられた。参加者(養老事業関係者)は23施設、団体から42名であったが、その中に今回の研究対象施設である「別府養老院」の創設者、矢野嶺雄(1894-1981)の姿があった。なお、大会2日目には「全国養老事業団体の連絡を計り更に事業の研究調査を継続的に進行する方法如何」⁶⁾という提案が出され、「事務所を設け連絡をとること而して其事務所は大阪養老院に置くことに可決」⁷⁾との決議がなされた。

「別府養老院」(現在の養護老人ホーム「別府老人ホーム」)は、1925(大正14)年、大分県宇佐郡長峰村(現在の宇佐市)、曹洞宗光明寺の住職矢野嶺雄によって創設された施設である。矢野は1924(大正13)年、速見郡で開墾事業に従事し、托鉢願行を行う中で、養老院設立の準備を進めていた。1925(大正14)年2月には別府市海門寺の一室を借り、「別府養老院」を開設した。翌1926(大正15)年11月、市内富士見区福永町に院舎88坪を新築し、本格的な事業を開始する。

「別府養老院」では大正14年度から昭和16年度まで『年報』を発刊しており⁸⁾、その中に養老院

の「概要」が掲載されているので記しておく。

「 別府養老院概要

位置 大分縣別府市福永町

創立 大正十四年二月廿三日

經營 養老婦人會

目的 六十才以上ニシテ扶養義務者ナキ孤獨ノ老衰者ヲ救濟シ其ノ天壽ヲ全フセシムルニアリ

沿革 大正十三年六月設立者矢野嶺雄ハ別府市外南山莊ノ開墾ニ従事シ蔬菜ヲ栽培シ其收益ヲ經營資金トスベク努力セシモ同地ハ養老者唯一ノ慰安タル温泉ト飲料水ニ少ナカラズ不便ヲ感ズルヲ以テ、同年十二月八日別府市内海門寺境内ノ一字ヲ借り諸般ノ準備ヲ調ヘ長山黄龍氏ト協議ノ上茲ニ同十四年二月廿三日大分養老院ノ開院式ヲ舉グ、同年七月廿五日養老婦人會ヲ組織シ其後援ニヨリ市内北町ニ移轉シ同時ニ別府養老院ト改名ス、同十二月廿五日總會ノ決議ニヨリ養老婦人會ノ事業トシテ經營スル事トナス、同十五年六月現福永町ニ地ヲトシ建築ニ着手シ十一月十八日竣成ト同事ニ新築院舎ニ移轉ノ上着々其實績ヲ擧ゲツ、アリ」⁹⁾

ここで「養老婦人會」とあるのは、養老院運営の支援組織を意味する。「養老婦人會」は別府市内の有志婦人によって組織され、「別府養老院」の財政基盤を確立することに貢献した。会長は別府市長神沢又市郎夫人、神沢キワであった。神沢キワは当時、愛国婦人会別府支部長を務めており、その別動団体として「養老婦人會」を結成した。ここで、「養老婦人會」の事業概要を記しておく。

「 養老婦人會事業

一、別府養老院

イ. 創立 大正十四年二月二十五日

ロ. 位置 別府市福永町（下野口鉄道線路ノ傍）

ハ. 目的 六十才以上ニシテ扶養者ナキ貧困者並敬老思想ノ普及徹底

ニ. 經營 養老婦人會、市内有志ノ會費並特志寄附及縣市ノ補助

ホ. 計畫 目下滿員ニ附キ病室ノ増築（約壹千圓）

ヘ. 方針 法人財團組織トシ更ニ適宜ノ事業ヲ經營セントス

ト. 收容 目下十二名

チ. 死亡 開院以來六名ノ死亡者ニ對シ鄭重ナル葬儀ヲ行ヒ追善ヲナス

リ. 恩賜 御大典ニ際シ金貳拾八圓八拾錢恩賜

二 敬老會

イ. 第一回第二回ハ別府養老院ニ於テ開催セシモ本年ハ收容者ノ増員ニヨリ狹隘ヲ感ジ第三回ヲ鶴水園ニ於テ開催ス

ロ. 年中行事ノ一トシテ毎年開催ノ方針

ハ、敬老會經費トシテ別ニ從來寄附ヲ募集セズ養老院ノ經費ヲ以テ施行セリ、今回ハ御大典奉祝ノ意味ニ於テ特ニ愛國婦人會別府幹事部ヨリ金參拾圓ノ補助ヲ受け、更ニ養老婦人會員ノ總動員ヲ以テ日章旗ヲ賣リ純益約五拾餘圓ヲ加ヘテ敬老會ノ經費ヲ補ヘリ

◎ 御願

養老婦人會ハ右ノ目的ヲ實施シ社會ノ爲メニ微力ヲ盡シタヒト思ヒマス願ハ一人ニテモ會員ノ勸誘ヲ願ヒ、ヨリヨク活動シタヒト思ヒマス皆様ノ御聲援ヲ願ヒマス

イ、廢物利用 皆様ノ御家庭ニ於ケル廢物ハ何デモ養老院へ（傳染病又ハ惡病ニ使用センモノハ御遠慮ヲ願ヒマス）

ロ、御家庭ノ喜ビト悲シミニ方リ其ノ慶弔ヲ意義アラシムル爲メニ、ソノ幾分ヲ社會事業へ

◎養老婦人會員募集内規

- 一、 毎月壹圓
- 二、 毎月五拾錢
- 三、 毎月參拾錢
- 四、 毎月貳拾錢
- 五、 毎月米五合

御都合ニテ一年分又ハ半年分ヲ同時ニ頂戴致シマス

別府養老院内

昭和三年十一月天杯拜受日 養老婦人會」

大正期の養老院の創設の「一つの特徴は組織的支援母体をもっていたことにある」¹⁰⁾とされている。「救護法」制定前のこの段階では、必然的に仏教団体や婦人会の支援事業として経営が組織化されなければならなかったようである。因に、「佐賀養老院」は「仏教婦人会」の付帯事業として、「福岡養老院」は「仏心会」の事業として、また「佐世保養老院」は「佐世保仏教婦人会」の支援のもとに運営されていた。「養老婦人会」は「別府養老院」の財政的援助だけでなく、「敬老会」を開催し、敬老思想の普及にも貢献した。

2. 救護法の施行による養老院の変貌

大正末期から昭和初期にかけて経済恐慌が広がりを見せる中、政府は救貧対策の見直しを迫られ、1926(大正15)年、「社会事業調査会」に対して社会事業の体系についての意見を求めた。1927(昭和2)年、社会事業調査会は「一般救護に関する体系」を答申したが、これに基づいて内務省社会局は新法の検討に乗り出し、1929(昭和4)年「救護法」が成立した。

「救護法」は1932(昭和7)年ようやく施行され、養老院はこれによって「救護施設」と位置づけられることになった。養老院は「救護法」対象者を収容することで「救護費」として正式な公的資金の導入が行われた。このことで、「高齢の窮民を収容保護する施設として各施設が独自に行っていた経営努力に対し、ひとつの経済的な共通基盤」¹¹⁾を与えることになった。老人を処遇対象とした施設というただ一つの共通点しか持たなかった全国の養老院は、「救護法」の実施に

ともない、それが共通基盤となり結集力が強まったとも言われている。¹²⁾1932(昭和7)年、「全国養老事業協会」が設立されたが、これによって途絶えていた「全国養老事業大会」が7年ぶりに開催され、この大会で「救護法」実施に関する事項が中心となって論議されている。

ただし、救護費が養老院の経営を安定化させたとはいえない現実があった。表1には年次別に

表1 年次別にみた各養老院の歳入に占める救護費の割合 (%)

	大 阪 養 老 院	神 戸 養 老 院	佐 世 保 養 老 院	前 橋 養 老 院	報 恩 積 善 会	別 府 養 老 院	岩 手 養 老 院	京 都 養 老 院 (同和園)
昭和7年	3.5	22.1	4.2	-	-	21.3	18.8	-
8	-	23.2	7.5	17.8	16.9	35.6	20.0	76.7
9	-	21.5	11.3	19.8	13.7	29.6	21.2	75.9
10	4.5	15.9	6.1	-	11.6	34.2	-	-
11	-	14.7	14.0	29.7	22.0	35.1	13.2	70.1
12	4.1	11.0	13.0	28.1	20.4	25.8	35.6	62.3
13	5.0	11.9	13.3	29.1	27.3	28.2	15.9	62.0
14	3.0	10.8	9.2	28.6	24.7	32.2	38.0	54.6
15	3.8	19.6	20.0	36.8	28.5	40.1	20.7	61.2
16	1.4	20.3	-	35.9	31.3	41.7	42.2	59.1
17	2.6	25.3	-	38.5	26.3	-	41.3	54.8

出所：全国社会福祉協議会老人福祉施設協議会編

『老人福祉施設協議会五十年史』全国社会福祉協議会，1984年，86頁

みた各養老院の歳入に占める救護費の割合を示しているが、各施設の格差は大きく、救護費の単価の違いや被救護率等の差異がみられた。つまり、「救護法」の制定・施行によって、養老院の財源が確保されたとはいえない現実があり、養老院の中には県・市からの補助金を減らされ、あるいは一般からの寄付金が集まらなくなるという実情から、経営的に困難をもたらすといった現象もみられた。

1932(昭和7)年5月、「別府養老院」は「救護法」の施行によって「救護施設」の認可を受ける。表2には、昭和7年度の「歳入決算書」を示しているが、この中の「第4款市町村委託金」が「救護法」の「救護費」に該当する。表2のごとく、「救護費」は歳入全体の21.3%にすぎず、表1にはその年次別の比率を示しているように、救護費によって経営の安定化に繋がったとは断言できない状況があり、「救護法」の適用後も「寄付金」や「養老婦人会会費」等の会費によって存続していた。なお、『昭和九年度別府養老院年報』には、養老院への入院手続について「縣下，市町村長ノ收容救護委託書並戸籍謄本ヲ添ヘテ出願スル者ヲ收容ス」¹³⁾と規定しており、

「救護施設」としての「委託」あるいは「任意」の手続き区分を入院者の出身郡別に記してあるので挙げておく（表3参照）。

3. 大正、昭和初期の養老院事業

大正期における養老院入所者の健康状態は決してよいものではなかったようである。死亡率は一般に2割を越えていたと言われている。¹⁴⁾病弱者も多く、例えば「神戸養老院では大正7年から14年の累計では病弱者が60%であった。また、佐賀養老院の大正14年事業概要によれば、健康者は40%にすぎず、ほかは喘息・盲聾・神経痛、胃腸、脳病などの疾病、障害をもつ病弱老人であった。」¹⁵⁾こうしたことから、「別府養老院」においても医療事業に力を入れ、1934(昭和9)年7月には養老院内に附属の「消毒所」を新設している。

「消毒所」

一. 位置 別府養老院内

二. 事業開始 昭和九年九月十五日

三. 名稱及効力

イ. TK式蒸氣消毒器（東京勝倉製作所）

ロ. 衣類寝具一切ノ消毒ヲ完全ニ致シマス

四. 一回ノ消毒能力時間及方法

イ. 消毒罐ノ容積 丸型

直徑三尺、長サ四尺（重量ニ百貫）蒲團ガ一度ニ四五枚位入リマス

ロ. 時間 一回ノ消毒ニ要スル時間ハ約二時間

ハ. 方法先ヅ百度ノ蒸氣ヲ作り（約一時間）次ニ消毒シ（約三十分間）最後ニ乾燥シマス（約三十分間）

▲只一個ノ【ハンドル】ノ回轉ニヨリ消毒乾燥ガ自由ニ其ノ目的ヲ達セラレマス

五. 使用料

イ. 一金貳圓

消毒罐一回使用料及運搬料共

ロ. 無料（救護法ニ據ル、カード階級者）

▲市内ハ遠近ヲ問ハズ電話、葉書等ニヨリ申込次第消毒車（甲桃色）ヲ持ッテ參堂シ、立派ニ消毒ガ出來タ品ハ消毒車（乙青色）ヲ持ッテ配達致シマス

▲次ニ消毒室ハ未消毒室、既消毒室ノ完全ナル密閉ヲ行ヒ細心ノ注意ヲ拂ッテ其ノ目的ヲ達スル様設備シテアリマス

●家屋病室ノ出張消毒

一. 噴霧消毒十坪迄金貳圓トス

二. フォルマリン瓦斯密閉消毒

建物五坪迄ハ金貳圓五拾錢トシ以上壹坪ヲ増ス毎ニ金五拾錢ヲ加フ¹⁶⁾

表2

昭和七年度 歳入出決算書

自 昭和七年四月一日
至 昭和八年三月卅日

歳 入

科 目	決 算
第1款 前年度繰越金	132.84
1. 前年度繰越金	132.84
第2款 補 助 金	190.00
1. 大分縣補助金	90.00
2. 別府市補助金	100.00
第3款 寄 附 金	207.23
1. 寄 附 金	207.23
第4款 市町村委託金	413.33
1. 市町村委託金	413.33
第5款 會 費	993.64
1. 養老婦人會々費	709.20
2. 全慈善米見積	284.44
第6款 利 子	2.28
1. 預 金 利 子	2.28
合 計	1939.32

歳 出

科 目	決 算
第1款 事 務 費	483.38
1. 手 當	主事其他報酬ナシ
2. 旅 費	59.00
3. 通 信 費	17.95
4. 備 品 費	60.04
5. 消 耗 品 費	92.66

6. 電 燈 費	32.35
7. 文 房 具 費	19.86
8. 印 刷 費	35.90
9. 新 聞 費	52.45
10. 雜 費	71.04
11. 協 會 費	29.00
12. 贈 答 費	13.13
第2款 給 食 費	810.38
1. 膳 費	696.34
2. 醫 療 費	20.24
3. 被 服 費	50.00
4. 給 與 費	25.30
5. 弔 祭 費	18.50
第3款 管 理 費	177.80
1. 電 話 料	83.50
2. 火 災 保 險 料	17.50
3. 借 地 料	76.80
第4款 租 税 費	10.25
1. 租 税	10.25
第5款 修 繕 費	51.25
1. 修 繕 費	51.25
第6款 基 金 繰 入	300.00
1. 基 金 繰 入	300.00
合 計	1,833.06
差引殘金(次年度へ繰越)	106.26

出所：『昭和七年度 別府養老院年報』9頁

表3

現在入院者調

(昭和十年六月末日)

性別	入院番號	姓	年齢	在院期間	出身郡別	救護種類
女	八號	蚕	七十五歳	九年八ヶ月	別府市	委託
男	二十三號	藤内	八十一歳	七年二ヶ月	別府市	全
女	二十四號	江河	八十三歳	五年七ヶ月	宇佐郡	任意
男	二十七號	土谷	七十二歳	五年三ヶ月	西國東郡	委託
男	三十五號	土谷	七十三歳	四年四ヶ月	北海部郡	全
女	三十九號	三浦	七十歳	三年八ヶ月	大分市	任意
男	四十三號	佐藤	八十一歳	三年一ヶ月	別府市	委託
女	五十五號	神田	七十六歳	三年	別府市	全
男	五十七號	永松	八十歳	一年八ヶ月	宇佐郡	任意
女	六十九號	井上	七十四歳	十ヶ月	西國東郡	委託
女	七十號	井	七十九歳	九ヶ月	別府市	全
男	七十二號	杉本	七十三歳	九ヶ月	大分市	全
女	七十四號	長野	四十歳	七ヶ月	速見郡	全
男	七十五號	首藤	八十四歳	五ヶ月	北海部郡	全
女	七十六號	岩根	八十二歳	四ヶ月	南海部郡	全
男	七十七號	姫野	七十歳	四ヶ月	北海部郡	全
男	七十八號	山本	七十六歳	三ヶ月	北海部郡	全
女	七十九號	藤田	七十八歳	三ヶ月	大分郡	任意
女	八十號	泉	七十二歳	三ヶ月	速見郡	委託
女	八十一號	西	七十二歳	二ヶ月	下毛郡	全
男	八十二號	齋田	八十三歳	二ヶ月	名古屋市	全
女	八十三號	石田	八十三歳	二ヶ月	豊橋市	全
男	八十四號	東野	三十歳	二ヶ月	別府市	任意
男	八十五號	廣瀬	七十一歳	一ヶ月	大野郡	委託
男	八十六號	佐瀬部	四十八歳	一ヶ月	南海部郡	任意

計二十五人 創立以來實人員 計八十六名

出所：『昭和九年度 別府養老院年報』12頁

「消毒所」は院内の衛生面の近代化を図るためだけでなく、「結核性其他一切ノ傳染病ヲ撲滅シ、一般市民ハ勿論遊覧客ヲシテ聊カモ不安ノ念ヲ起サシメズ、健全ナル療養都市ヲラシムル爲メニ」⁷⁾と、地域社会への貢献的視点から活用しており、養老院事業を院外にいかにも浸透させるかに努力が注がれていた。先に述べたように「別府養老院」は「養老婦人會」という市民の支援組織のもとに運営されており、矢野嶺雄は養老院事業を市民の理解と善意によって支えられるように、例えば「慈善袋」をつくり寄付活動を展開した。また、「別府養老院」では大正14年度から昭和16年度まで『別府養老院年報』を発行し、収支決算や金銭物品にいたる寄付者名等の事業報告を行っている。『昭和貳年度別府養老院年報』には養老院事業への市民理解を意図して「問答」が記載されている。

「左官さんとの問答（炊事場修繕を了して賃金を支拂ふに當り）」

左官 賃金の請求書は市役所宛てに書きませうか又養老院宛てに書たらよいのですか

主事 養老院宛てにして下さい

左官 養老院から市役所の方に廻して下さいますか僅かな金でも市役所に廻ると容易にもらへませんね

主事 市役所に請求書を廻す必要はありません

左官 養老院は市役所の経営でせう、従ってあなた方は市の吏員ではありませんか

主事 なるほど君の云ふことは何だか腑に落ちぬと思つたが、この養老院を市役所の経営とも思つてゐるのですね

左官 市立養老院ではないのですか

主事 市役所の経営ではありません、従って私共は市の吏員でもありません

左官 そうですか、でも私共の近所では皆んな市役所の養老院と申してゐますよ、そして看護婦の人や主任の人達は、なんぼ位い月給をもらうだろうと昨日も隣りのおがみさんが、うわさをしてゐましたよ

主事 養老婦人會員三百人程の方々が、毎月お小使を辛抱して金や米を出し合して此の養老院を経営してゐるのです、大分縣廳からは、もう二年つゞいて百圓づゝ補助金をもらつてゐますが、市役所からは未だその補助金も無い様な有様です、尚ほ月給どころではありません、私は創立者ですから無報酬は當然ですが、扶養者宮城さんまでが無月給で萬事の世話を願つてゐる様な次第です、ついでだから話しますが、此の家を建てる時から今日まで養老院の事で、幹部の婦人達が働く時は、食事も車代も皆んな自辨で、それはそれは尊い事ですよ

左官 それは驚きましたね、それでは私の日傭賃も今度だけは寄附しませう、聞きますに二度も敬老會を催ほして大層なもてなしをされたそうですが、あれも市役所の催ほしてはなかつたのですか

主事 そうです養老院の貧乏な經濟を辛抱して敬老思想の普及徹底の意味で二度までは開きま

したが、今年の秋は第三回が開けるか今から案じて居ます（以下略）¹⁸⁾

こうした記載内容は、市民理解への宣伝媒体として位置づけられようが、例えば矢野と親交の深かった川添諦信が創設した「佐世保養老院」では、『佐世保養老院其内容』という30頁の小冊子を1927（昭和2）年に発行している。こうした「別府養老院」の「問答」や「佐世保養老院」の小冊子に関して、小笠原祐次は「それほど遠隔な地域にまで及ばない援助者—つまり地域に対する養老院、養老事業についての理解への働きかけ、普及といった、今日でいう社会化、地域化の営みが原初的ではあれ存在していたことを示している」¹⁹⁾と指摘している。こうした「社会化、地域化」の視点は、「別府養老院」の創立当初からみられ、「養老婦人會」は1926（大正15）年から市内の老人を招待して「敬老会」を催した。

4. 養老事業の近代化から戦時厚生事業への移行

こうした「別府養老院」の運営方法は、大正期に創設された養老院のひとつの特徴として把握できるが、その社会的、歴史的背景には養老事業界の近代化、組織化が推察される。1932（昭和7）年1月、「全国養老事業協会」が創立された。会長は枢密院顧問官・中央社会事業協会副会長窪田清太郎、副会長は内務省社会局社会部長富田愛次郎、理事長は浴風会常務理事福原誠三郎であった。創立の背景には「浴風会」の存在があり、中央政府の指導による養老事業の運営が進められ、この時代から養老院の近代化に向けての本格的な事業が開始されたのである。

矢野の養老事業への実践はこうした社会事業の近代化とともに展開していったのであり、例えば『別府養老院年報』の発行は、当時の養老院の事業報告の典型的な手法であった。因に、「佐世保養老院」は大正14年度から昭和16年度まで『佐世保養老院々報』を発行している。つまり、矢野の養老事業は「救護法」の施行という国家的戦略の枠組みの中で公的認知を受け、「全国養老事業協会」等の養老事業の全国的組織化の流れの中で、養老事業家としての運営手法を修得していった。勿論、その実践は別府市という地域性の中で草の根的に形成されたのであり、「養老婦人會」等の支援がなければ成立しなかった。同時に、「別府養老院」の近代化は、ひとつには全国各地の養老院関係者との交流の過程から育まれたといえよう。例えば『別府養老院年報』の「日誌抜萃」から、養老院関係者が来院した事項を拾いあげると以下ようになる。

大正15年6月8日「佐賀市に於ける教化事業講習會に婦人會員四名及主事出席因に佐賀養老院福岡養老院視察」、昭和3年5月14日「長崎淳心園長佐々木祐俊氏。佐賀養老院渡邊鉄肝氏。坂本とも子氏。鹿兒嶋養老院長橋大安氏。福岡養老院主事河野雅一氏。福岡無料産院長溝部シゲ子氏。其他多數視察」、昭和4年6月24日「長崎養老院主事山田壽峯氏来院」、昭和7年7月12日「愛媛養老院主事式部魯明師來宿」、昭和7年11月2日「堺養老院理事旭麿師來院、昭和14年5月2日「八幡養老院長來院經營上ノ懇談」。

また、『年報』には「寄贈書籍年報」が記載されており、昭和10年度であれば以下のような

「寄贈書籍年報

年報 慶福會	全 浴風會
全 全国養老事業協會	全 東京養老院
全 大阪養老院	全 前橋養老院
全 佐賀養老院	全 福岡養老院
全 鹿兒島養老院	月報 長崎養老院
月報 長崎慈光院	年報 佐世保養老院年報
年報 長崎淳心園	全 廣島養老院
全 大分育兒院」 ²⁰⁾	

こうした養老事業の近代化、組織化は、「救護法」という公的救済の開始とともに公的性格を強めていったが、戦時体制の進行とともに養老事業は衰退を余儀なくされた。社会事業は戦時「厚生事業」に改称され、養老院といえども大政翼賛的役割を担い、労力となる老人は臨戦体制下での徴用を強いられた。そのため、養老院への収容者は減少し、入所者は病弱者に限られていくようになり、物資不足、経済統制が拍車をかける中で養老院の死亡者が増加していった。例えば、「大阪養老院」では昭和16年53名、昭和17年69名、昭和18年87名、昭和19年97名の死亡者が確認されている。²¹⁾社会事業下における養老事業の推進的役割を果たした「浴風会」でも死亡者の増加により収容者が減少し、空襲の被害から他の施設への委託収容を余儀なくされたのであった。そのため、「浴風会」を事務所としていた「全国養老事業協会」もその活動を一時休止せざるをえない状況となり、養老事業の全国的な組織活動は敗戦まで停滞した。

<注>

- 1) 戦前の養老事業に関して考察を試みた論文としては、次のようなものが挙げられる。小笠原祐次・星島志保子「老人福祉施設における処遇の史的考察」『社会福祉施設における福祉処遇』社会福祉研究所、1979年、山本啓太郎「日本における老人福祉施設の展開について（1868－1931）」『奈良文化女子短期大学紀要』第11号、1980年、岡本多喜子「昭和初期における養老事業の動向－全国養老事業協会の成立をめぐる－」『社会事業研究所年報』17号、日本社会事業大学社会事業研究所、1981年、岡本多喜子「戦中期の養老事業に関する一考察（1931－1945）－養老事業研究会を中心として－」『社会老年学』第21号、東京大学出版会、1984年、田代国次郎「戦前日本の養老院設立史ノート」『草の根福祉』第12号、社会福祉研究センター、1984年、小笠原祐次「戦前期養老事業文献にみる養老院に関する処遇と処遇観」『社会事業史研究』第14号、1986年、山本啓太郎「大阪養老院の設立について」『社会事業史研究』第14号、1986年、井村圭壮「老人福祉発達史の一断面－佐世保養老院の成立と展開を中心に－」『岡山県立大学短期大学部研究紀要』第2巻、1995年
- 2) 戦前の養老院の状況については、田代国次郎「戦前日本の養老院設立史ノート」『草の根福祉』第12号、社会福祉研究センター、1984年に詳しい。

- 3) 社会福祉史研究の視点については、拙稿「社会福祉史研究の現代的課題」『河』第35号、河の会、1994年で詳しく論述している。
- 4) 一番ヶ瀬康子「東京都養育院百年史研究序説」『社会事業史研究』第1号、社会事業史研究会、1973年、39頁
- 5) 吉田久一・高島進著『社会事業の歴史』誠信書房、1964年、203頁
- 6) 「第一回全国養老事業大会」『社会事業研究』、第13巻 第11号、大阪社会事業研究会、1925年、73頁
- 7) 同上書、73頁
- 8) 別府養老院の『年報』は以下のようになる。
『大正十四年度 別府養老院年報』大正十五年三月卅一日
『昭和元年度 別府養老院年報』昭和二年三月三十一日
『昭和貳年度 別府養老院年報』昭和三年三月卅一日
『昭和三年度 別府養老院年報』昭和四年三月末日
『昭和四年度 別府養老院年報』昭和五年三月末日
『昭和五年度 別府養老院年報』昭和六年三月末日
『昭和六年度 別府養老院年報』昭和七年三月末日
『昭和七年度 別府養老院年報』昭和八年三月末日
『昭和八年度 別府養老院年報』昭和九年三月末日
『昭和九年度 別府養老院年報』昭和十年五月末日
『昭和十年度 別府養老院年報』昭和十一年六月末日
『昭和十一年度 別府養老院年報』昭和十二年六月末日
『昭和十二年度 別府養老院年報』
『昭和十三年度 別府養老院年報』
『昭和十四年度 別府養老院年報』
『昭和十五年度 別府養老院年報』
『昭和十六年度 別府養老院年報』
- 9) 『昭和貳年度 別府養老院年報』1頁
- 10) 全国社会福祉協議会老人福祉施設協議会編『老人福祉施設協議会五十年史』全国社会福祉協議会、1984年、44頁
- 11) 岡本多喜子「戦中期の養老事業に関する一考察（1931-1945）」『社会老年学』第21号、東京大学出版会、1984年、85頁
- 12) 岡本多喜子「昭和初期における養老事業の動向」『社会事業研究所年報』17号、日本社会事業大学社会事業研究所、1981年、131頁
- 13) 『昭和九年度 別府養老院年報』3頁

- 14) 全国社会福祉協議会, 前掲書, 52頁
- 15) 同上書, 51-52頁
- 16) 『昭和十三年度 別府養老院年報』30頁
- 17) 『昭和九年度 別府養老院年報』34頁
- 18) 『昭和貳年度 別府養老院年報』13-15頁
- 19) 全国社会福祉協議会, 前掲書, 66頁
- 20) 『昭和十年度 別府養老院年報』39頁
- 21) 全国社会福祉協議会, 前掲書, 107頁

（平成7年11月30日受付）
（平成8年1月18日受理）